

共生型小規模多機能ホーム ohana

指定共生型短期入所事業

運営規程

（事業の目的）

第1条 富田ケアセンター有限会社が開設する共生型看護小規模多機能ホーム桃の鈴花（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく共生型短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な共生型短期入所を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 共生型小規模多機能ホーム ohana
- 2 所在地 岡山県倉敷市玉島乙島 7183 番地 1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	雇用区分				職務内容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	

管理者		1 人			事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
看護職員	1 人以上				利用者の健康管理等看護業務を行う
介護職員	7 人以上				利用者に対する日常生活上の支援、相談、介護を行う

（指定短期入所の事業の種類）

第5条 事業所は、「共生型短期入所」として共生型短期入所事業を行う。

（主たる対象者）

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

身体障害者
難病等対象者
障害児

（短期入所の定員）

第7条 事業所の短期入所の定員は 9 人とする。

2 事業者は、前項に規定する利用定員及び居室の定員を超えることになる利用者数以上に対して同時に共生型短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（サービスの提供）

第8条 事業所は、共生型短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。

3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。

4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

第9条 事業所は、共生型短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない共生型短期入所を提供した際は、支給決定障害者

等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、共生型短期入所において提供される便宜に供する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受ける。

(1) 食事の提供に要する費用 朝食 300 円 昼食 650 円 夕食 650 円

(2) 水道光熱費

(3) 日用品費等その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 事業所は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第 10 条 通常の送迎事業の実施地域は次のとおりとする。

倉敷市

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 11 条 サービスを利用するにあたって、利用者は飲酒、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第 12 条 事業所の従業者は、共生型短期入所の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 14 条 事業所は、提供した共生型短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した共生型短期入所に關し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若し

くは共生型短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した共生型短期入所に關し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは共生型短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（身体拘束等の禁止）

第 15 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束適正委員会を 1 年間に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 16 条 事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待等の早期発見及び虐待等への迅速かつ適切な対応の観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

2 事業所は、「虐待防止検討委員会」を年 1 回開催し、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する。

3 事業所は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、事前に「虐待の防止のための指針」を定め、虐待等が発生した場合または虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は「虐待の防止のための指針」に基づき適切に対応する。

4 事業所は、従業者に対して虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するため、当該事業所における「虐待の防止のための指針」に基づき、「虐待防止のための研修」を次に掲げるとおり実施する。

一 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

二 継続研修 年 1 回

5 事業所は、上記 2～4 に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選任する。

なお、当該担当者は、虐待防止検討委員会の責任者を兼任するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業所は、従業員の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

② 継続研修 年 1 回

2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし
てはならない。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契
約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記
録を完結の日から 5 年間保存する。

5 事業所は、利用者に対する共生型短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該共生
型短期入所を提供した日から 5 年間保存する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は富田ケアセンター有限公司と
事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

7 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条
の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲
示する。また、ホームページや事業所公表システム等のインターネット上で情報の閲覧が
できるよう掲載・公表する

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。